（引受制限信書便物等に関する特則）

第三十三条　第六条の規定により信書便物として差し出すことができないもの又は第十一条第五号に該当する信書便物については、当社は、その滅失、毀損又は遅延について、損害賠償の責任を負いません。

2　第十一条第六号に該当する信書便物については、当社がその旨を知らずに送達を引き受けた場合は、当社は、信書便物の滅失、毀損又は遅延について、損害賠償の責任を負いません。

3　壊れやすいもの、変質又は腐敗しやすいもの等送達上の特段の注意を要する信書便物については、差出人がその旨を送り状に記載せず、かつ、当社がその旨を知らなかった場合は、当社は、送達上の特段の注意を払わなかったことにより生じた信書便物の滅失又は毀損について、損害賠償の責任を負いません。

（責任の特別消滅事由）

第三十四条　信書便物の毀損についての当社の責任は、信書便物を配達した日から起算して十四日以内に通知を発しない限り消滅します。

2　前項の規定は、当社がその毀損による損害を知って信書便物を配達した場合には、適用しません。

（損害賠償の額）

第三十五条　当社は、信書便物の滅失による損害については、信書便物の価格（発送地における信書便物の価格をいいます。以下同じ。）を送り状に記載された責任限度額（第五条ただし書の規定により送り状を発行しない場合で、当社が他の方法により責任限度額を定めたときは、当該責任限度額。以下「限度額」といいます。）の範囲内で賠償します。

2　当社は、信書便物の毀損による損害については、信書便物の価格を基準として毀損の程度に応じ限度額の範囲内で賠償します。

3　当社は、差出人若しくは受取人に著しい損害が生ずることが明白であると認められる場合は、前二項の規定にかかわらず、当社は限度額の範囲内で損害を賠償します。

4　当社は、信書便物の遅延による損害については、次の各号の場合に応じ、当該各号に定めるとおりとします。

一　第十七条第一項の場合　不在連絡票による通知が信書便物の配達予定日の翌日までに行われたときを除き、信書便物の配達が同日までに行われなかったことにより生じた財産上の損害を料金の範囲内で賠償します。

二　第十七条第二項の場合　不在連絡票による通知が信書便物の配達予定日時に行われたときを除き、その信書便物をその特定の日時に使用できなかったことにより生じた財産上の損害を限度額の範囲内で賠償します。

三　第十七条第三項の場合　不在連絡票による通知が信書便物の引受日時から三時間以内に行われたときを除き、信書便物の配達が、信書便物の引受日時から三時間以内に行われなかったことにより生じた財産上の損害を料金の範囲内で賠償します。

5　信書便物の滅失又は毀損による損害及び遅延による損害が同時に生じたときは、当社は、前各項の規定による損害賠償額の合計額を、限度額の範囲内で賠償します。

6　前各項の規定にかかわらず、当社の故意又は重大な過失によって信書便物の滅失、毀損又は遅延が生じたときは、当社は、それにより生じた一切の損害を賠償します。

（料金の払戻し等）

第三十六条　当社は、天災その他やむを得ない事由又は当社の責任による事由によって、信書便物に滅失、著しい毀損又は遅延（第十七条第二項又は第三項の場合に限ります。）が生じたときは、差出人に持参して支払う方法その他の方法により料金を払い戻します。ただし、当社が料金を収受していないときは、これを請求しません。

（時効）

第三十七条　当社の責任は、受取人が信書便物を受け取った日（信書便物が滅失した場合には、配達予定日又は配達予定日時の属する日）から起算して一年を経過したときは、時効によって消滅します。

2　前項の規定は、当社がその損害を知っていた場合には、適用しません。

（一般信書便事業者との協定等の際の責任）

第三十八条　当社が一般信書便事業者又は他の特定信書便事業者と協定又は契約を締結して信書便物を送達する場合においても、送達上の責任は、この約款により当社が負います。

（差出人の賠償責任）

第三十九条　差出人は、信書便物の欠陥又は性質により当社に与えた損害について、損害賠償の責任を負わなければなりません。ただし、差出人がその欠陥若しくは性質を知らないことにつき過失がないとき、又は当社がこれを知っていたときは、この限りでありません。

○厚生労働省告示第四百五十六号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次のように改正し、平成二十七年十一月二十八日から適用する。

平成二十七年十一月二十七日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表に次のように加える。

第21部　追加用薬価（17）

内　品	名　規格単位	薬　円
（あ）		
アレセンサカプセル150mg	150mg1カプセル	6,614.60
（い）		
イグザレルト細粒分包10mg	10mg1包	413.00
イグザレルト細粒分包15mg	15mg1包	588.40
（え）		
エフィエント錠2.5mg	2.5mg1錠	201.20
（し）		
ジプレキサザイディス錠2.5mg	2.5mg1錠	138.30
（れ）		
レプラミドカプセル2.5mg	2.5mg1カプセル	7,647.10

注射　名　規格単位　薬価

品		円
（し）		
シプロキサン注400mg	400mg200mL1袋	2,404

○厚生労働省告示第四百五十七号

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第十九条第一項本文及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）第九条本文並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第十九条第一項本文及び第三十一条本文の規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）の一部を次のように改正し、平成二十七年十一月二十八日から適用する。

平成二十七年十一月二十七日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表第7に次のように加える。